

災害復興課題と地域政策—「人間—環境関係」研究からのアプローチ

一般社団法人茨城県地方自治研究センター副理事長

茨城大学名誉教授 帯刀 治

序

一般社団法人茨城県地方自治研究センターは、2011年3月11日の三陸沖を震源とする東日本大震災・大津波、液状化被災、さらには東電福島第一原発の放射性物質流出事故の直後から、茨城の被災地での現場視察・調査を開始した。

その対象は太平洋沿岸の北茨城市・高萩市、日立市・東海村・ひたちなか市・大洗町、鉾田市・鹿嶋市・神栖市、そして行方市・潮来市など霞ヶ浦・北浦沿岸地域、さらには福島に隣接する茨城県北山間地域の市町村においても、防災担当行政職員と、被災地区の住民団体を主要な対象として実施した。

特に、被災地区住民によるヴォランティア（韓国での漢字訳では「自願奉仕者」）・グループ、またコミュニティといわれる地域住民組織、そしてN.P.O法人（日本の現行法制では「特定非営利活動法人」）のリーダーたちに対するヒヤリング（聞き取り）調査と関連資料の収集活動を展開した。

さらに中央紙・地方紙の震災関係記事切り抜き作業を進めてきた。

そうした被災現地の視察・調査の際、一方の対象者である市町村の防災担当職員たちが異口同音に強調したのは、震災被害の“深刻さ”と“広範性”についてはもとより、それと同時に、今回の大震災・大津波・液状化被災および東電福島第一原発の放射性物質流出・飛散事故、さらには風評被害への対応では、「既存の『防災計画』や『避難訓練』がほとんど役に立たなかった」と、それらの機能不全と、その全面的改訂の必要性を強調した。

それに加えて、現行の消防署と消防団といった「防災体制それ自体の抜本的改革が必要」であり、さらに自治体行政と住民集団・団体・組織との「新たな連携」なり、「協働」(Collaboration=コラボレーション)が避けられない課題だ、と回答したことである。

それは、地方自治体の行財政改革の一端として、震災以前から職員定数の削減が続いており、被災時の緊急避難においても、またその後の膨大な支援物資の収集整理や被災者への公平な配分作業などにおいても、ヴォランティアなどの手を借りないと対応できなかったという、自治体労働者にとって、かなり深刻な事態を反映してのことであった。

I. 調査研究結果の中間総括

当センターの被災地・被災者に対する調査研究は、その後も継続して推進されたが、その概要が概ね明らかになった 2012 年 7 月末、一般社団法人茨城県地方自治研究センター主催の「公開シンポジウム『大震災と防災*茨城からの発信』」を開催し、上記調査研究において明らかになった被災地・被災者の状況および復興課題、さらには新たな地域社会形成への取り組み等について、その概要を中間的に総括すると同時に、次の 3 市における新たな取り組みをケース・スタディというか、参考事例として紹介・報告した。

1) まず、福島県いわき市に接し茨城県北臨海部に位置する高萩市の「たかはぎ災害 FM」の開局、携帯ラジオの市内全世帯(12,000 戸)配布、そして 2013 年 4 月からの「コミュニティ FM」開局準備へ、という地域的情報基盤なり、新たな地域情報環境の形成。

2) また、県中央に位置し、以前から稲荷神社や陶芸を核とした観光地でもあり、最近では首都圏の事務所で働くオフィス・ワーカーが「クライン・ガルテン」(ドイツ語で“小さな農園”)での、夏野菜の栽培で沢山のキュウリを収穫したとかで知られる笠間市での「既存防災行政の総合的見直し」作業のなかでの「防災無線のデジタル化」などを始めとした地域「防災基盤の整備」。

3) そして、7 階建ての本庁舎自体が使用不能となり、駐車場にプレハブ臨時庁舎を並べる県庁所在都市・水戸市の「生垣助成」制度(1991 年度から「住宅用地において、公道に面した箇所に生垣を新設又は既存のコンクリート・ブロック塀等を生垣に改造するもの。生垣としての外観を備えるもの(延長 5m 以上、樹高は概ね 1m 以上)」。その助成費は「撤去費用の二分の一(限度額 1m 当り 3,000 円、総額 90,000 円)、生垣設置費用の二分の一(限度額 1m 当り 5,000 円、総額 150,000 円)」であった。

なお、この「生垣助成」制度に関しては、2011 年度当初より「市民からの問い合わせが急増した」ため、「生垣設置補助費」の補正予算を編成し、例年の予算規模の 10 倍に当たる 1,000 万円で事業に臨んだが・・・、震災直後の事情とも重なって、必ずしも十分な活用がみられなかったのでは、とのやや批判的なコメントが中央紙の茨城県版の記事で指摘されていた。

いずれにしても、今回の被災地復興には、一方で、震災・津波・液状化被災および原発事故被害からの避難住民たちの一刻も早期の帰還対応が必要であることは改めて指摘するまでもない。だが、他方では、中心市街地の再生ないしは新增設や住居地域の再建ないしは新設など、幾分、中長期的なまちづくり事業を伴うケースにおいては、本論において以下に論究する 1980 年代以降の「M.E.R 研究」における“ホーム・ベース” & “アーバン・スペース”に関する論議、なかでも諸学の知見を統合した「家庭」・「近隣」概念の再検討による“ホーム・ベース”(Home Base)の再構築が重要な意味をもつことになるだろう。

さらに、新たな“まちづくり”の試みに参考となる“アーバン・スペース”(Urban Space)

での都市のイメージ分析なり“メンタル・マップ”(Mental Map=「認識地図」)研究での都市空間の認識や環境適応行動についての知見を基礎に、自然環境保全の在りようも含めた、利便性の高い、快適な居住環境の形成方策についての論議が必要となろう。

II. M.E.R(Man and Environment Relation)研究の概要

本論では以下、2011年3月末以降の震災被災地および復興に関する調査結果の中間総括を踏まえた地域政策提言に資すると考えられる「M.E.R(Man and Environment Relation)」研究からの課題提起と、それを組み込んだ地域政策の概要について論究したい。

私は以前「M.E.R(Man and Environment Relation)」研究、すなわち「人間－環境関係」研究の概要について論究したことがある(安江・帯刀・他共著『社会学－現代社会の研究－』(文化書房博文社、1984年3月、第2章「人間と環境」)。

この度の2011年3月11日、の被災地復興、被災者の生活再建に関する調査研究過程において、私の脳裏に繰り返し想起されたのは、その「人間－環境関係」研究における「人間の空間行動と都市の居住環境」に関する論議であった。

「人間－環境関係」研究の詳細については前掲文献に委ねるが、本論ではそのなかでも震災被災地の復興、被災者の生活再建、特に震災直後の仮設住宅から“新旧居住地区の新造設ないしは再建”に資すると考えられる「ホーム・ベース」(Home Base=家庭と近隣)と現在および今後の“まちづくり”に関して参考に資すべき「アーバン・スペース」(Urban Space=都市空間)における「人間の空間行動と居住環境」についての論議に焦点を絞り、それから提起される被災地での新たな地域課題とその課題克服に関わる地域政策の概要とどうか、政策立案における基本的視座なり、主要なターム(用語)ないしはコンセプト(概念)について論究したい、と考える。

2011・3・11以降、その2年余り後の現在に至るまで、被災地の復興、被災者の生活再建に関わって、利便性や快適性の高い新たなまちづくりとか、年少者・障がい者・高齢者にやさしい居住環境の整備といった論議が繰り返されている。

けれども、それらが従来までのニュータウン開発などと同様に、「家庭」や「家族」関係の在りようについての検討を欠いて、「家屋」再建だけに止まったり、「近隣」や「隣人」関係を見捨てた、いわゆる街路設計や集合住宅団地の造成・建設だけに終わるのなら、本論で以下に論究するM.E.R研究の成果をほとんど無視することになるだろう。

1、「ホーム・ベース」での人間と環境

M.E.R研究でいう「ホーム・ベース」(Home Base)は、伝統的な村落・農村でも、都市の路地裏、スラム、団地などにおいても「家庭」と「近隣」の双方からアプローチ(接近)

されねばならないが、それは「家屋」(House) + 「家族」(Family) = 「家庭」(Home) であり、「近所」 + 「隣人」 = 「近隣」(Neighborhood) といった、幾分、複雑で錯綜するタームというか、コンセプトを援用しつつ、検討する必要がある。

「家屋」の所有者にとってその境界は重要であり、それが争われる場合には双方の合意に基づいて、塀なり生垣によって“なわばり”(Territory)が確保される。これは集合住宅でも同様で、集合住宅ではベランダがその機能を発揮し、家族にとって確かな避難場所の一つとなっている、とされる。

したがって、「ホーム・ベース」を構成する一方の主要コンセプトである「家庭」は「安全性」、「アイデンティティ」(一体感)確保、「刺激」交換という3つの要素をもつ人間の空間・環境行動のもうひとつの単位であることがわかる。その概要を簡潔に紹介すると次のように要約できる。

安全性

私たちが他家の玄関のベルを鳴らしたり、家屋に入る際に儀礼やシグサを入念に繰り返すのは何故か。それは「家屋」が睡眠・身づくろい、生殖・子育ての場というか空間であり、安全性の確保に決定的な重要性をもつからである。

アイデンティティ

「家庭」の安全性は、個人の「アイデンティティ」(Identity)確保に関係している。アイデンティティは家族の一員としての一体感ほどの意味をもつ。だが、それも核家族化の進行によって、従来までの3世代同居家族のもっていた人間関係は変質しており、個々の「家庭」がどれほどのアイデンティティ確保を可能にするか議論も分かれるが、自宅に戻ってホッとする感覚は依然残されていよう。

刺激交換

これは家屋の境界で認められる一種のコミュニケーションでもあり、先の“なわばり”といった人間の空間行動に不可決のものである。塀や生垣の境界線、近隣騒音などの音響環境をめぐる紛争など、広義の刺激交換、ディスプレイ・コミュニケーションを含むコミュニケーションと理解される。

以上のように、M.E.R研究での「ホーム・ベース」というコンセプト(概念)では、「家庭」という個人的な“ホーム・ベース”の内外における人間の空間行動は、より集合的な“ホーム・ベース”、すなわち「近隣」での「安全」、「アイデンティティ」、「刺激」の規準に順応ないし反発することによって、発達したり拘束されたりする、と指摘されている。

次に、集合レベルの「ホーム・ベース」に関連する「近隣」は、そこに居住する人たち

にとって、ホッとできる空間・環境であり、先の「家庭」を含む。「近隣」の代表的事例は中世ヨーロッパ都市の職人街とか、日本でなら城下町の町人街となるが、近代以降そうした機能的かつ情緒的統一性を失ってはいるが、それでもなお、当該居住者自身と隣人相互のプライバシー尊厳とコミュニケーション確保を“顔なじみ”とか“生活支援”によって調整してきたのは確かであろう。

このように「近隣」とは、「近所」という空間とそこでの「隣人」の環境適応行動によって構成されており、「近隣交際」といった情報交換や相互扶助、葬儀や火災消火活動など、多くの近隣活動が明らかにされてきた（「ムラハチブ」といった日本の伝統的な村落の習俗も、その葬儀・消火を除いて・・・のことである）。

また、「隣人」については「近所」という空間に近接して居住する人を指すが、親族や友人とは区別される。親族は法的手段によって結合・分離されるか、死亡によって終焉する婚姻的あるいは血縁的關係である。それとは対照的に、友人関係は人が選好によって開始・終結できる関係である。

それに対して「近隣」関係は、法的に規定されたものでも、選好されたものでもない。それは「近所」での“空間的近接”という根拠によってのみ生じたものであり、「隣人」の移住によって開始されたり、終結するものである。

ところで、1930年代以降、シカゴを代表とする北米諸都市での急速な工業化・都市化によって、広範かつ深刻な都市問題・都市病理が発生し、シカゴ学派の都市研究とよばれる“センサス・トラクト”（国勢調査区域）を主要な分析対象とする「人間生態学」（Human Ecology）的アプローチが展開され、「都市社会学」（Urban Sociology）という研究分野もそれを基礎に発展してきた、とされている。

だが、1970年代になると、それら「人間生態学」的アプローチは都市問題・病理の研究に大きな成果を挙げたにもかかわらず、「都市工学」（Urban Engineering）的視点を欠き、都市の計画的建設とそこでの物的環境ないしハード面の整備可能性について、ほとんど何らの検討もなしえていない、と批判されるようになった。

それらの批判的研究によると、「人間生態学」的都市研究では、都市の物的環境への人間の適応可能性についての研究が不十分である点、また「都市工学」については、人が意のままに「人工の物的都市環境」（Man made Physical Urban Environment）を整備・建設可能だと安易に措定している、と批判している。

それらの論点を踏まえて、M.E.R 研究では、人間の空間行動と都市の居住環境との関係について、都市政策、都市計画における政策立案者やプランナーたちは、一定数の居住者・居住地区を区分して、初等教育学校・病院・公園などの施設配置の単位とする「計画された近隣」ともいべき“ネイバーフッド・ユニット”（Neighborhood Unit）に、人間関係・社会集団・組織といった「都市社会学」的要因を加味した政策ないし計画目標が設定されることになった。

“Neighborhood Unit”の共通目標

- 1) “Neighborhood Unit”は、居住者の私的接触を促す程度の規模で、住民の多様性や異質性が確保される5,000人程度の初等教育通学区と設定する。
- 2) そこでの近隣住区の多様性は、所得階層の混合と住宅タイプの多様性によって達成される。
- 3) この多様な人口ユニットは、明瞭に認知された境界をもつ一連の区画ないしはエリアに配置される。
- 4) このエリア内では、居住者の日常的買い物・余暇活動が充足されるよう施設を配置し、十分なアメニティ（快適性）を確保する。
- 5) それらの施設は、それぞれの住宅から歩いて行ける距離、利便性の高い場所に配置する。
- 6) 各施設を集中配置することによって、居住者が日・週・月毎に一同に集合する機会を設ける。それはコミュニティの一体化やバランスのとれたコミュニティ・ライフを促進する。
- 7) 近隣住区レベルのコミュニティ意識を育成し、意識的な民主主義を実践することによって、社会的障壁を瓦解させると同時に、都市的大衆社会における個人の意味ある社会的役割を提供する。

こうした社会的理想と都市政策・計画を結びつけることは、当時の政策立案者やプランナーたちにもてはやされた。しかし、その後の経過をみると、自家用車の大量普及、サービス産業の発展、マーケット、コンビニエンス・ストアの展開などによって、“近隣住区ユニット”の必要性を大幅に減少させることになった。その結果、1970年代に至ると都市研究者やプランナーたち自身からも“Neighborhood Unit”なり、計画された近隣住区に対する批判的見解が提供されると同時に、「ホーム・ベース」自体の再構築が論じられるようになった。

2、「アーバン・スペース」の人間と環境

「アーバン・スペース」とは

M.E.R 研究において、「アーバン・スペース」(Urban Space=都市空間)が「ホーム・ベース」を超える空間的広がりとして規定されるのは改めて言及するまでもない。だが、そのスペースは、個人にとって多少の違いはあるが、連続的な範囲を形成しているのではなく、都市交通、通信手段などによってネット・ワーク化されている領域である。

「ホーム・ベース」が家庭と近隣からなる行動領域とすれば、都市居住者にとっての「ア

「アーバン・スペース」は、居住地を除けば、勤務・通学・通院先、中心街のショッピング・センター、中心街および郊外のレクリエーション領域などが、その主な要素といえるだろう。

人間は誰でも、それぞれ自己固有の行動領域とでもいうべき空間をもっている。それは良く出入りする場所なり地区と、それを結ぶ交通手段によって、いわば一つのネット・ワークとして形づくられている。だが、その行動領域にせよ、ネット・ワークにしても、それが都市の全領域や全体空間をカバーするものでないことも明らかだろう。

それゆえ、都市居住者の大半は、街の限定された区画というか地区だけを認知しており、その限られた一部だけを利用しているに過ぎない。その他の部分は、その領域を利用しないために、全く知らないか、あるいは不鮮明か、もしくは誤って知覚されている場合もある。

都市空間の認識パターン

「アーバン・スペース」に関する「環境心理学」(Environmental Psychology)的視座によると、人間の都市空間に関する認識パターンを分析するには、次の2つのアプローチがあるとされる。

その1つは、行動心理学における刺激-反応アプローチであり、これは人間が刺激と反応によって都市空間を認識する点を示唆している。

もう一方のアプローチは、個人が、プログラム化された一連の反応によるのではなく、一般化された都市空間なり、都市環境についての“イメージ”によって導かれる点を示唆している。

この後者のアプローチは“メンタル・マップ”(Mental Map=認識地図)として知られるが、それに関しては環境イメージによる都市空間の認識パターン研究において K・リンチ(K・Lynch)の『都市のイメージ』(“The Image of the City”, 1960)が決定的に重要だとされている。

それによると、人間は都市環境の複雑な状況に対処するため、その単純化されたモデルのようなものを必要とする。都市空間についても同様で、一定方向への空間的移動を試みる場合、幾つかの地点やそれを結ぶルートが個別に認識されるのではなく、一つのまとまったモデルとして認識される。それゆえ、人間は都市環境全体の複雑な状況をパーソナルな“メンタル・マップ”として、より単純にモデル化して都市空間・都市環境を認識するのである。

これらの点について、K・リンチは次のように述べている。

「環境イメージは、観察者と環境の間の双方向の作用過程の結果である。環境は区分との関係を示唆し、観察者は一高い適応性と自己自身の目的に照らして一自分が見たものを選択し、組織化して、意味を付与する。このように“メンタル・マップ”の主要な機能は、

個人が通常の行動パターンを通して都市空間を移動する場合、その空間行動を方向づけることである。」

K・リンチによると、“メンタル・マップ”は街路 (Paths)、街角 (Edges)、街区 (Districts)、交差点 (Nodes)、地点標識 (Land-marks) の5要素からなる。しかし、都市空間のイメージは、大きく分けて街路方向と空間知覚の2つがあり、それぞれには多様なイメージが形づくられているとした。K・リンチは、都市のイメージ研究が都市をわかりやすくするための手がかりを提供し、そうすれば都市居住者に利便性を与え、一体感を強めるだろうとも述べている。

ただし、K・リンチの研究は、個人のイメージを強調したため、公共的イメージの同一性などを重視せず、異なる集団のイメージの多様性だけに注目する傾向が強かった。確かに性・年齢・職業などが主要な要因であることは明らかだが、居住年数の違いとか、労働者階級より中産階級の方が、より広域のメンタル・マップを有するなど、個人の差異もさることながら、公共的イメージの相対的優位性などについての研究も今後の都市政策・都市計画の研究にとって必要かつ有効では、との批判的指摘もなされている。

都市環境における行動パターン

都市環境における人間の行動パターンを分析する試みも多数存在するが、その結果は、残念ながら、なお不確かなものといわざるをえない。比較的成果を挙げているとされる類型化の試みの一つとして、例えばチャピン・ブライル (Chapin・Brail) の次のような規準による類型がある。

- 1) 相互作用レベル 都市における空間行動を個人一人か、家族と一緒に、それ以外の他者たちと行うか。
- 2) 位置づけ 空間的行動をどこで行うか。家庭か、近隣か、それ以外のどこか。この区分は地理的空間行動のベースを形づくる。
- 3) 義務的行動か、自由裁量に基づく行動か。個人はある行動の遂行を強要されるかもしれない、あるいは自由に任されるかもしれない。例えば家庭での義務的行動といえは家事などであり、家庭外では通勤・通学、通院などが含まれる。

この類型基準では、個人の空間行動が文化的・環境的・生理的拘束の程度によって異なる、とされる。生理的拘束、つまり睡眠・食事などはほとんど一定だから家庭内で、また文化的・環境的拘束によって左右される家庭外での任意の行動が中心となるが、それに関する有効なデータは必ずしも十分に得られてはいない。

これまでに明らかになったところでは、「ホーム・ベース」での行動が中心で、それを離れる行動は、そのほとんどが中心街区での買い物、レクリエーション、社交的集会などに絞られるという。したがって、市民の典型的な「アーバン・スペース」は家庭、職場、買

い物場所、レクリエーション空間およびそれに必要な交通手段によって結ばれている空間となる。

チャピーンブライルがアメリカの43都市で実施した調査によると、大人の生活時間から義務的活動を除いた時間はおよそ5時間で、そのうちの4時間(80%)は家庭内での行動である。だが、子どもが居ない若い世帯、パートタイマーの居る世帯では、家庭内での行動には64%しか費されない。上級階層、子育て中の主婦、失業者では85%が家庭内の任意な行動に利用されている。また、豊かな市民は任意の行動を家庭から離れて行う傾向が強いなどの諸点が明らかにされている。すなわち、アメリカの都市では、家庭内外の任意の行動を左右する要因は、性・年齢・世帯規模などの相違とライフサイクルの段階、および収入・学歴による社会的地位の違いであった。

このように、アーバン・スペースにおける人間の空間行動に関する研究は、少なくとも1980年段階までの成果によると、特定の時間と都市空間に居住する特定社会集団の空間行動の調査研究に止まっており、それによって明らかにされた事象も、現在および今後の都市政策・計画の立案にとっては、なお不明な点が少なくない。

いずれにせよ都市空間および都市環境の認識とそこでの人間の行動パターンとの間には何らかの対応関係が存在するのは確かであろう。それを前提にすれば、都市環境や空間のイメージや認識によって、私たちは、よりリーズナブル(理にかなった)な行動に関する予測というか、それを踏まえたハード・ソフト両面からのまちづくりなり、都市形成を可能にすることができる。それによって、都市空間での移動の利便性を向上させたり、幼児・障がい者・高齢者がより自由に行動できる都市環境の形成に資する知見を獲得することは可能だろう。

3. 人間の空間行動と都市環境

以上のように、1970年代以降のM.E.R.研究から「ホーム・ベース」および「アーバン・スペース」に関する論議について検討してみると、例えば「ホーム・ベース」での「家屋」(House)・「家族」(Family)・「家庭」(Home)とか、「近所」・「隣人」・「近隣」といったコンセプトに認められように、ハードとソフトというか、「家屋」や「近所」といった物的変数と「家族」や「隣人」といった人の営為なり関係なりを統合したテクニカル・タームやコンセプトの解読が求められている。

そうなると、もはや家族社会学・都市社会学とか、都市工学、環境心理学といった既存学説の範囲内だけで解読可能な事象のみを取り上げて、自己完結的な言説を繰り返しても、解明困難な新たな課題を克服することはできない。

今回の被災地の復興に際し、旧市街の再建にせよ、新市街地の造成にしても、また近隣住区の再建なり新造設でも、「家屋」建築だけでなく、「家族」関係の在りようも含めた「家

庭」の再・新構築の在りようについての検討が必要となり、それは「近隣」住区の在り方についても、同様に指摘されねばならない。

1980年代以降のM.E.R研究によると、1960年代以降に多数みられた、いわゆる“ニュータウン”開発において、そこでの新「家屋」の建築が、用語の正しい意味で“マイ・ホーム”すなわち「家庭」の構築に繋がらなかったように、住民居住区のハード・プランだけで、住みよい「近隣」住区が構築されるわけではない、ことを明らかにしていた。

したがって、M.E.R研究は一方で、都市環境の物的側面に注目し、「人工の物的都市環境」(Man made Physical Urban Environment)形成に関する新たな地平の検討を試みると同時に、他方では、人間の空間・環境行動に焦点を当て、イメージ分析などの環境心理学的視座も援用して、新たなパラダイムを提起しようと試みてきた。

「人間－環境関係」研究からの問題提起

すでに繰り返し指摘したように、本論では「人間と環境」というパラダイムを設定し、その「人間」を「空間行動」の視点から、そして「環境」を都市における「居住環境」と設定して、「家庭」および「近隣」からなる「ホーム・ベース」と、ハード、ソフト両面からなる「アーバン・スペース」に分け、そこにおける人間の「空間認識」なり「空間行動」の特質について論究してきた。

こうした調査研究のパラダイムというか、分析枠組の必要性和意義については、すでに検討してきたが、やや一般化して、従来までのそれと本論で論究したパラダイム・枠組みの重要性なり可能性に関して論究すれば、それは次のように要約できよう。

例えば、社会学では、個人、集団・組織、村落・都市、社会といった枠組みにおいて、行為、相互行為、社会関係、社会集団、社会組織・・・といった概念が設定されている。だが、その個人の行為や、相互行為のやり取りは、誰と何処で？ などと問い合わせると、「自己」(Self) にとっての最初の「他者」(Other) は母親 (Mother) であり、それは父母・兄弟姉妹などの「家族」関係のなかで成立するといったように、驚くほど単純にというか、シンプルに説明されるだけである。

だが、その「家族」は郊外の一戸建ての個別住宅か中心市街地のアパート・マンションなどの集合住宅かは別にしても「家屋」という空間において成り立ち、「家庭」生活のなかで営まれるものである。

そうした人間の空間なり環境との適応・不適応に関して、例えば本論Ⅱ－2で、すでに論究したように、K・リンチの「都市のイメージ」とか“Mental Map”などで明らかにされたホーム・ベースやアーバン・スペースにおける人間の空間・環境適応行動をめぐる都市工学・環境心理学的研究の成果は、個人にとっての「家庭」(Home)、近所と隣人からなる「近隣」(Neighborhood)、そして「自然環境および人工の物的都市環境」(Natural Environment & Man Made Physical Urban Environment) に関する研究の重要性を伝え、人間の環境行動と都市の居住環境との対応関連を踏まえた新たな課題認識というか、まち

づくりなり、地域社会形成の重要性を提起している。

人間の空間行動と都市の居住環境

以上、人間の空間行動と都市の居住環境（といっても人工の物的都市環境だけに止まるが）の2項についてハード・ソフトの両面から論究してきた。その点を既存学説の観点から、やや一般化して言及すれば、例えば社会学では、「個人—集団・組織—社会」という枠組みでの「行為—相互作用—人間関係・・・」というように構成されるが、では、その「行為」とか「人間関係」は何処で、誰と、どのように営まれるか？と問われると、驚くほど単純に家、村・町、学校、会社などと答えるだけで、それらの環境の質的違いとか、そこでの空間的認識なり行動の相違などは、ほとんど考慮されていない。

もし、社会学がそうした環境なり空間の違いや、そこでの人間の空間的行動パターンの相違を十分に前提にしていないのなら、それを前提にする必要があるだろう。少なくとも本論で論究した「ホーム・ベース」や「アーバン・スペース」といった居住環境・都市空間の特質について何らかの環境心理学的・都市工学的分析を前提として、そこでの人間行動のパターンと社会学的行為理論との関連を説明しなければならないだろう。

都市環境・空間および環境適応行動・空間行動に関する環境心理学や都市工学的研究の成果は、社会学に「家族」(Family)だけではなく「家屋」(House)というハードな変数も含めた「家庭」(Home)研究の必要性を伝え、「近隣」研究についても「隣人」というソフトな変数だけでなく、「近所」といったハードな変数も組み込んだ調査研究の重要性を示唆している、と認識すべきだろう。

社会学は今後、おそらく、それらすべての変数を射程に入れざるを得なくなるだろう。だが、そのすべてを調査研究し、解明できるわけでもないだろう。ただ、それら諸学の成果を組み込んで「家庭」なり「近隣」の在りようを視座に入れた、再定義された「家族」・「隣人」の調査研究の可能性を追求するだけだろう。

したがって、それら「家屋」+「家族」=「家庭」と「近所」+「隣人」=「近隣」概念の再定義を達成し、空間行動なり居住環境などの関連性を解明するまでは、人間の空間行動と都市の居住環境に関する M.E.R 研究のパラダイムは相応の戦略的意味をもち続けるであろう。それが、たとえ空間行動・情報行動と規定されるに止まるとか、居住環境とか情報環境にすぎないとしても、である。

結びにかえて

なお、幾分、論点を逸脱するかに思われるかもしれないが、私たちの 2011 年 3 月末から 2013 年 3 月までの被災地における現地ヒヤリング調査の過程において、例えば太平洋岸に位置し、プロ・サッカーチーム:「アントラーズ」のホーム・タウンでもあり、今回の震災・津波・液状化被災を経験した鹿嶋市では、“Home Game Farmer in KASHIMA” (鹿島ア

ントラーズのホーム・ゲームを観戦に来て市民農園で農夫する人)の存在について教えられた。

古くは「鹿島神宮」の門前町として、1960年代以降には「鹿島臨海工業地域」として大規模な人工港湾と巨大な鉄鋼製造プラントが立地する開発地域として、そして現在、プロ・サッカーチーム：「アントラーズ」のホーム・タウンとして知られるが故に、そこには都内在住のオフィス&テレ・ワーカー(Office & Tele Worker)で、熱心なアントラーズ・ファン(日本のプロサッカーではファンを「サポーター」とよび、鹿島アントラーズの「サポーター」は「イン・ファイト」というニック・ネームでよばれている)でもある若者が、市民農園の一角を借り、アントラーズのホーム・ゲーム観戦の前後に、「イン・ファイト」地元メンバーの支援をえて夏野菜を栽培し、そこで獲れた沢山のキュウリを喜んで持ち帰るなど、ゲーム観戦より農園作業に熱心になったとか、そのうちの何名かの若者たちが、市内の小規模な貸し農園付き小住宅を購入して、それこそ“Tele Work in SOHO”(スモール・オフィス、ホーム・オフィスでのテレ・ワーク) & “Multi Habitation”(複数地域居住)といった新しいワークスタイル(Work Style=働き方)やライフスタイル(Life Style=生活様式)を楽しむようになっていて、といった話題だった。

また、そうした新しいスタイルはアントラーズのホーム・タウンである鹿嶋市ばかりでなく、つくば市とか笠間市周辺地域の“クライン・ガルテン”(ドイツ語で「小規模農園」)などでも散見されるとのことであった。

そのような「ホーム・ゲーム ファーマー」とか、「スモール・オフィス/ホーム・オフィス」で働く「テレ・ワーカー」とか、「マルチ・ハビテーション」といった新しいタイプの働き方なり、生活様式を楽しむというか、享受する住民・市民がすでに茨城にも存在している。

それらいずれの新たなタームなり、コンセプトによって表象ないし意味づけられる話題や論議に関しても、なお調査研究途上の水準に止まる知見も少なくないが、そうした新たな諸事象を含めて、地方自治体行政とヴォランティア・コミュニティ・N.P.O法人など市民集団・団体・組織との「協働」によって、既存の「防災政策」・「防災計画」を抜本的に改定し、現行の「防災体制」・「防災システム」、「避難訓練」などの在りようについても、例えば、2012・7・28の茨城自治研センター主催の公開シンポ「大震災と防災*茨城からの発信」のパネル・ディスカッションで自治労茨城の消防職員組織化対策委員会の照山興一さんから提起された「在宅女性消防団」の新たな組織化の必要性などの課題についても早急な取り組みが求められるであろう。

その際にも、本論で論究したM. E. R研究の成果と課題の検討を踏まえて、多少とも提案できたと思われる「家庭」・「近隣」の再構築、すなわち「ホーム・ベース」の再構築、さらに「アーバン・スペース」、つまり「都市空間・環境」における人間の「空間行動」・「環

境活動」、すなわち「自然環境」保全（本論では殆んど言及できなかつたが）・「人工の物的都市環境」の整備・形成方策の在りよう等々に関しても、ハード・ソフト両面から、また自治体行政と住民・市民集団・組織との「協働」によって、然るべき復興政策・計画の立案とそれに基づく事業展開が具体化されるなら、それ相応の成果を期待することができるだろう。